## 電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車等 (V2H 充放電設備/外部給電器を含む)の導入補助事業 申請受付終了について

令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算で実施している、電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車等(V2H 充放電設備/外部給電器を含む)の導入補助事業につきまして、12月16日(金)到着分の申請金額を集計した結果、予算残高を超過いたしました。従前よりお知らせしていた通り、予算額に達した場合は、予算額に達した日の前日(営業日)をもって申請受付は終了となりますので、車両、外部給電器について、12月15日(木)到着分(WEB申請は17時15分までの申請分)をもって、申請受付を終了いたします。

※V2H 充放電設備は10月31日で申請受付を終了しております。

不受理となった場合は、事務局より申請者に「交付申請不受理のお知らせ」をお送りいたします。

なお、「<u>審査状況確認</u>」画面で、12月15日以前に到着し受理されている場合は「審査中」と表示され、12月16日以降到着分については「該当なし」と表示されます。

※予算超過当日到着分(12月16日)については暫定的に「到着済み」と表示されることがありますが、センターにて不受理の手続きを行います。ご注意願います。

よくあるお問い合わせも更新しておりますので、ご確認ください。

また、令和4年11月8日、令和4年度補正予算に「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」、「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」が盛り込まれました。(下記 URL 参照)

 $\underline{\text{https://www.meti.go.jp/policy/mono\_info\_service/mono/automobile/cev/r4hosei\_cev\_infrastructure.html}$ 

令和4年度補正予算の車両購入補助事業では、令和4年11月8日以降に新車新規登録・届出された車両を補助対象とします。そのため、令和4年11月8日以降の新車新規登録・届出で本補助金の申請に間に合わなかった方は、令和4年度補正予算事業で申請いただくことが可能です。詳細は今後決定(採択)される令和4年度補正予算事業の執行団体からの案内をお待ちください。